

介護老人保健施設三光園施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人三光会が開設する介護老人保健施設三光園（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービスを受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設三光園
- (2) 開設年月日 平成8年6月5日
- (3) 所在地 大分県中津市大字永添9 1 9 番地
- (4) 電話番号 0 9 7 9 - 2 6 - 0 2 6 6 FAX 番号 0 9 7 9 - 2 4 - 8 6 6 0
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設三光園 (4450380011 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1)	管理者	1人
(2)	医師	1人以上(常勤1人)
(3)	薬剤師	1人以上(非常勤)
(4)	看護職員	7人以上
(5)	介護職員	20人以上
(6)	支援相談員	1人以上
(7)	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2人以上
(8)	栄養士(管理栄養士・栄養士)	1人以上
(9)	介護支援専門員	1人以上
(10)	事務員その他	必要に応じた適当数とする

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、80人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

(利用料その他費用)

第9条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示

上の額とする。ただし、当該施設サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載する利用者負担の割合の額とする。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収する。

(1) 居住費（1日当たり）

- ・従来型個室 1, 728円
- ・多床室 437円

ただし、特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定を受けている場合は、介護保険負担限度額認定証に記載された居住費の負担限度額とする。

(2) 食費（1日当たり） 1, 514円

ただし、特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定を受けている場合は、介護保険負担限度額認定証に記載された食費の負担限度額とする。

(3) 特別な室料（1日当たり）

- 個室 400円（消費税を含まず）
- 二人部屋 400円（消費税を含まず）

(4) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当とみとめられるもの。

3 前項の費用の支払を受けた場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又は家族から文書による同意を得るものとする。
また、金額の変更を行う場合も同様の扱いとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第10条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・面会は面会時間を遵守し、来訪者は面会簿に必ず記載する。
- ・消灯時間は21時とする。
- ・外出・外泊は、事前に必ず所定の用紙に記入して職員に申し出る。
- ・飲酒・喫煙は、原則として認めない。
- ・火気の取扱いには、十分気をつける。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、職員に相談の上、持ち込みのこと。
- ・外泊時等の施設外での受診は、医師の紹介状が必要となるので、事前に必ず職員に申し出ること。
- ・宗教活動は、禁止する。
- ・ペットの持ち込みはできない。
- ・利用者の「営利活動、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、厨房職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当てる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対し防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火、通報・避難）・・・年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（業務継続計画の策定等）

- 第12条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（職員の服務規律）

- 第13条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し常に次の事項に留意すること。
- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

- 第14条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

（職員の勤務条件）

- 第15条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める介護老人保健施設三光園の就業規則による。

(職員の健康管理)

第16条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。但し夜勤勤務に従事する者は年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第17条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

- (1) 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生管理を行う。
- (2) 栄養士・調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- (3) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第18条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても正等な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(苦情処理に関する事項)

第19条 当施設は、施設サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険連合会が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告書の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(身体の拘束等)

第20条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第21条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。

(3) その他従業者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる。

(記録の整備)

第22条 従業者、施設及び構造設備、並びに会計に関する諸記録を整備する。

2 入所者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスの提供を終了した日から5年間保存する。

1

(その他運営に関する重要事項)

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

(2) 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

(3) 介護保健施設サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人三光会の理事会において定めるものとする。

付則

この運営規程は、平成12年4月1日より施行する。

付則

この運営規程は、平成17年10月1日より施行する。

付則

この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。

付則

この運営規程は、平成25年4月1日より施行する。

付則

この運営規程は、平成25年4月16日より施行する

付則

この運営規程は、平成27年4月1日より施行する。

付則

この運営規程は、平成27年8月1日より施行する。

付則

この運営規程は、平成28年4月1日より施行する。

付則

この運営規程は、平成28年10月1日より施行する。

付則

この運営規程は、平成30年5月1日より施行する。

付則

この運営規程は、令和2年11月1日より施行する。

付則

この運営規程は、令和6年10月16日より施行する。